

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 4月23日
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 峰三郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目 4番13号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都調布市仙川町二丁目 5番地 7
【電話番号】	(03) 5384 - 7780
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 篠原 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社及び当社の連結子会社であるキューピータマゴ株式会社（以下「キューピータマゴ」といいます。）、株式会社カナエフーズ（以下「カナエフーズ」といいます。）、キューピー醸造株式会社（以下「キューピー醸造」といいます。）の3社（当該3社を、以下「対象3社」といいます。）は、平成26年4月23日開催のそれぞれの取締役会において、平成26年6月2日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、対象3社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、当社と、対象3社との間でそれぞれ株式交換契約を締結しましたので、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	キューピータマゴ株式会社
本店の所在地	東京都調布市仙川町二丁目5番地
代表者の氏名	代表取締役社長 逸見 良則
資本金の額	350百万円（平成25年11月30日現在）
純資産の額	15,574百万円（平成25年11月30日現在）
総資産の額	27,981百万円（平成25年11月30日現在）
事業の内容	液卵・凍結卵等の製造及び販売

商号	株式会社カナエフーズ
本店の所在地	東京都調布市仙川町二丁目5番地7
代表者の氏名	代表取締役社長 三浦 重之
資本金の額	50百万円（平成25年11月30日現在）
純資産の額	7,850百万円（平成25年11月30日現在）
総資産の額	12,892百万円（平成25年11月30日現在）
事業の内容	タマゴスプレッド・厚焼卵・錦糸卵等のタマゴ加工品の製造及び販売

商号	キューピー醸造株式会社
本店の所在地	東京都調布市仙川町二丁目5番地7
代表者の氏名	代表取締役社長 清水 誠三
資本金の額	450百万円（平成25年11月30日現在）
純資産の額	5,760百万円（平成25年11月30日現在）
総資産の額	8,521百万円（平成25年11月30日現在）
事業の内容	食酢等の製造及び販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 キューピータマゴ

事業年度	平成23年11月期	平成24年11月期	平成25年11月期
売上高(百万円)	67,578	64,733	69,845
営業利益(百万円)	3,589	3,903	3,390
経常利益(百万円)	3,506	3,819	3,441
当期純利益(百万円)	1,985	2,194	2,120

カナエフーズ

事業年度	平成23年11月期	平成24年11月期	平成25年11月期
売上高(百万円)	19,527	19,616	20,650
営業利益(百万円)	411	812	702
経常利益(百万円)	495	911	840
当期純利益(百万円)	263	444	499

キューピー醸造

事業年度	平成23年11月期	平成24年11月期	平成25年11月期
売上高(百万円)	12,087	12,129	12,042
営業利益(百万円)	715	732	762
経常利益(百万円)	690	713	774
当期純利益(百万円)	379	404	466

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
 (平成25年11月30日現在)

キューピータマゴ

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
キューピー株式会社	88.00
株式会社中島董商店	12.00

カナエフーズ

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
キューピー株式会社	88.00
株式会社中島董商店	12.00

キューピー醸造

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
キューピー株式会社	88.00
株式会社中島董商店	12.00

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
 キューピータマゴ

資本関係	当社は、キューピータマゴの発行済株式数の88.00%（352,000株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がキューピータマゴの取締役を、当社の監査役1名がキューピータマゴの監査役を、当社の従業員8名がキューピータマゴの取締役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	キューピータマゴは、当社へ商品及び原料の供給を行っております。また、当社から事務所及び工場を賃借しております。

カナエフーズ

資本関係	当社は、カナエフーズの発行済株式数の88.00%（88,000株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がカナエフーズの取締役を、当社の監査役1名がカナエフーズの監査役を、当社の従業員4名がカナエフーズの取締役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	カナエフーズは、当社へ商品の供給を行っております。また、当社から事務所及び工場を賃借しております。

キューピー醸造

資本関係	当社は、キューピー醸造の発行済株式数の88.00%（792,000株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がキューピー醸造の取締役を、当社の監査役1名がキューピー醸造の監査役を、当社の従業員3名がキューピー醸造の取締役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	キューピー醸造は、当社へ原料の供給を行っております。また、当社から事務所を賃借しております。

(2) 本株式交換の目的

キューピータマゴは液卵・凍結卵等の製造及び販売、カナエフーズはタマゴスブレッド・厚焼卵・錦糸卵等のタマゴ加工品の製造及び販売、キューピー醸造は食酢等の製造及び販売をそれぞれ手掛けており、3社とも当社の連結子会社です。今般、当社は、グループ経営の機動性と柔軟性を高め、グループ経営を一層強化し、より効率的な経営体制を構築することを目的として、対象3社を完全子会社化することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、対象3社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	キューピータマゴ (株式交換完全子会社)
キューピータマゴとの 株式交換にかかる交換比率	1	24.95

キューピータマゴ普通株式1株に対して、当社普通株式24.95株を割当て交付します。ただし、当社が保有するキューピータマゴ普通株式352,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	カナエフーズ (株式交換完全子会社)
カナエフーズとの 株式交換にかかる交換比率	1	48.15

カナエフーズ普通株式1株に対して、当社普通株式48.15株を割当て交付します。ただし、当社が保有するカナエフーズ普通株式88,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	キューピー醸造 (株式交換完全子会社)
キューピー醸造との 株式交換にかかる交換比率	1	3.65

キューピー醸造普通株式1株に対して、当社普通株式3.65株を割当て交付します。ただし、当社が保有するキューピー醸造普通株式792,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式2,169,600株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

その他の株式交換契約の内容

当社が平成26年4月23日に対象3社との間でそれぞれ締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

(キューピータマゴ)

株式交換契約

キューピー株式会社(以下「甲」という。)とキューピータマゴ株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換の方法)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

- (1) 甲 : 株式交換完全親会社
商号: キューピー株式会社
住所: 東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号
- (2) 乙 : 株式交換完全子会社
商号: キューピータマゴ株式会社
住所: 東京都調布市仙川町二丁目5番地

第3条(交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本件株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主(ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、その所有する乙の普通株式の合計数に24.95を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際し、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式24.95株の割合をもって割り当てる。
3. 本割当対象株主に割り当て交付される甲の普通株式は、甲の自己株式をもってすることとし、甲は、新株の発行は行わない。

第4条(資本金及び資本準備金)

本件株式交換によって、甲の資本金及び資本準備金は、増加しないものとする。

第5条(効力発生日)

効力発生日は、平成26年6月2日とする。ただし、本件株式交換の手続き進行上の必要性その他の事由に応じ、甲及び乙は、協議により、これを変更することができる。

第6条(株主総会の承認)

甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで、本件株式交換を行う。

第7条(財産管理及び業務執行)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、自己の財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条(契約の変更及び解除)

本契約締結後効力発生日までに、天災地変その他の不測の事態により、甲又は乙の経営又は財産に重大な変更が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の条項を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条(協議)

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に基づいて、甲乙誠実に協議し合意の上、これを決定するものとする。

本契約成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年 4月23日

東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番13号
甲 キューピー株式会社
代表取締役社長 三宅 峰三郎

東京都調布市仙川町二丁目 5 番地
乙 キューピータマゴ株式会社
代表取締役社長 逸見 良則

(カナエフーズ)

株式交換契約

キューピー株式会社(以下「甲」という。)と株式会社カナエフーズ(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換の方法)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

- (1) 甲 : 株式交換完全親会社
商号: キューピー株式会社
住所: 東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号
- (2) 乙 : 株式交換完全子会社
商号: 株式会社カナエフーズ
住所: 東京都調布市仙川町二丁目5番地7

第3条(交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本件株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主(ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、その所有する乙の普通株式の合計数に48.15を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際し、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式48.15株の割合をもって割り当てる。
3. 本割当対象株主に割り当て交付される甲の普通株式は、甲の自己株式をもってすることとし、甲は、新株の発行は行わない。

第4条(資本金及び資本準備金)

本件株式交換によって、甲の資本金及び資本準備金は、増加しないものとする。

第5条(効力発生日)

効力発生日は、平成26年6月2日とする。ただし、本件株式交換の手続き進行上の必要性その他の事由に応じ、甲及び乙は、協議により、これを変更することができる。

第6条(株主総会の承認)

甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで、本件株式交換を行う。

第7条(財産管理及び業務執行)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、自己の財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条(契約の変更及び解除)

本契約締結後効力発生日までに、天災地変その他の不測の事態により、甲又は乙の経営又は財産に重大な変更が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の条項を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条(協議)

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に基づいて、甲乙誠実に協議し合意の上、これを決定するものとする。

本契約成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年 4月23日

東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番13号
甲 キューピー株式会社
代表取締役社長 三宅 峰三郎

東京都調布市仙川町二丁目 5 番地 7
乙 株式会社カナエフーズ
代表取締役社長 三浦 重之

(キューピー醸造)

株式交換契約

キューピー株式会社(以下「甲」という。)とキューピー醸造株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換の方法)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

- (1) 甲 : 株式交換完全親会社
商号: キューピー株式会社
住所: 東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号
- (2) 乙 : 株式交換完全子会社
商号: キューピー醸造株式会社
住所: 東京都調布市仙川町二丁目5番地7

第3条(交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本件株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主(ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、その所有する乙の普通株式の合計数に3.65を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際し、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式3.65株の割合をもって割り当てる。
3. 本割当対象株主に割り当て交付される甲の普通株式は、甲の自己株式をもってすることとし、甲は、新株の発行は行わない。

第4条(資本金及び資本準備金)

本件株式交換によって、甲の資本金及び資本準備金は、増加しないものとする。

第5条(効力発生日)

効力発生日は、平成26年6月2日とする。ただし、本件株式交換の手続き進行上の必要性その他の事由に応じ、甲及び乙は、協議により、これを変更することができる。

第6条(株主総会の承認)

甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで、本件株式交換を行う。

第7条(財産管理及び業務執行)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、自己の財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条(契約の変更及び解除)

本契約締結後効力発生日までに、天災地変その他の不測の事態により、甲又は乙の経営又は財産に重大な変更が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の条項を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条(協議)

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に基づいて、甲乙誠実に協議し合意の上、これを決定するものとする。

本契約成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年 4月23日

- 東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番13号
 甲 キューピー株式会社
 代表取締役社長 三宅 峰三郎
- 東京都調布市仙川町二丁目 5 番地 7
 乙 キューピー醸造株式会社
 代表取締役社長 清水 誠三

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換における交換比率の算定については、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象3社双方から独立した第三者算定機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングに算定を依頼しました。株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングは、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法（平成26年4月18日を算定基準日として、算定基準日終値並びに算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間及び算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値平均株価を採用）により、対象3社の株式価値については対象3社が未上場であることを勘案したうえで、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法及び修正簿価純資産法を採用し、株式交換比率の算定を行いました。

なお、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

対象会社	株式交換比率の算定結果
キューピータマゴ	24.79 ~ 43.18
カナエフーズ	41.04 ~ 50.84
キューピー醸造	3.03 ~ 3.77

当社は、第三者機関による交換比率の算定結果を参考に、対象3社とそれぞれ株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に(3) 記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、割当ての内容の算定の前提として、当社及び対象3社いずれも大幅な増減益等は見込んでおりません。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	キューピー株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番13号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「東京都調布市仙川町二丁目 5 番地 7」で行っております。）
代表者の氏名	代表取締役社長 三宅 峰三郎
資本金の額	24,104百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	「マヨネーズソース」その他一般ソース類の製造販売 各種瓶缶詰食料品その他各種食料品の製造販売

以上